

全体貸借対照表
(令和6年3月31日現在)

自治体名:蟹江町
会計:全体会計

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	52,476	固定負債	22,193
有形固定資産	48,921	地方債等	14,410
事業用資産	19,927	長期未払金	-
土地	14,263	退職手当引当金	1,663
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	15,640	その他	6,120
建物減価償却累計額	-10,415	流動負債	1,576
工作物	929	1年内償還予定地方債等	1,043
工作物減価償却累計額	-496	未払金	157
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	0
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	225
航空機	-	預り金	145
航空機減価償却累計額	-	その他	5
その他	-	負債合計	23,769
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	7	固定資産等形成分	54,359
インフラ資産	28,312	余剰分(不足分)	-20,864
土地	6,735		
建物	468		
建物減価償却累計額	-275		
工作物	38,849		
工作物減価償却累計額	-17,552		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	87		
物品	3,316		
物品減価償却累計額	-2,634		
無形固定資産	892		
ソフトウェア	66		
その他	826		
投資その他の資産	2,663		
投資及び出資金	3		
有価証券	-		
出資金	3		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	107		
長期貸付金	2		
基金	2,554		
減債基金	-		
その他	2,554		
その他	3		
徴収不能引当金	-6		
流動資産	4,787		
現金預金	2,633		
未収金	264		
短期貸付金	63		
基金	1,820		
財政調整基金	1,125		
減債基金	695		
棚卸資産	11		
その他	3		
徴収不能引当金	-6	純資産合計	33,495
資産合計	57,263	負債及び純資産合計	57,263

全体行政コスト計算書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

自治体名:蟹江町

会計:全体会計

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	17,830
業務費用	7,653
人件費	2,906
職員給与費	1,838
賞与等引当金繰入額	222
退職手当引当金繰入額	142
その他	705
物件費等	4,508
物件費	3,019
維持補修費	168
減価償却費	1,321
その他	-
その他の業務費用	239
支払利息	97
徴収不能引当金繰入額	7
その他	135
移転費用	10,177
補助金等	4,294
社会保障給付	5,882
他会計への繰出金	-
その他	1
経常収益	1,285
使用料及び手数料	900
その他	385
純経常行政コスト	16,545
臨時損失	28
災害復旧事業費	-
資産除売却損	28
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	3
資産売却益	3
その他	0
純行政コスト	16,570

全体純資産変動計算書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

自治体名: 蟹江町
会計: 全体会計

(単位: 百万円)

科目	合計		
		固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	33,504	54,113	-20,609
純行政コスト(△)	-16,570		-16,570
財源	16,559		16,559
税金等	10,676		10,676
国県等補助金	5,882		5,882
本年度差額	-12		-12
固定資産等の変動(内部変動)		245	-245
有形固定資産等の増加		1,824	-1,824
有形固定資産等の減少		-1,348	1,348
貸付金・基金等の増加		863	-863
貸付金・基金等の減少		-1,094	1,094
資産評価差額	-	-	
無償所管換等	0	0	
その他	2	-	2
本年度純資産変動額	-10	245	-255
本年度末純資産残高	33,495	54,359	-20,864

全体資金収支計算書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

自治体名:蟹江町

会計:全体会計

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	16,478
業務費用支出	6,130
人件費支出	2,729
物件費等支出	3,195
支払利息支出	97
その他の支出	109
移転費用支出	10,347
補助金等支出	4,464
社会保障給付支出	5,882
他会計への繰出支出	-
その他の支出	1
業務収入	17,668
税収等収入	10,628
国県等補助金収入	5,740
使用料及び手数料収入	915
その他の収入	384
臨時支出	28
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	28
臨時収入	0
業務活動収支	1,162
【投資活動収支】	
投資活動支出	2,653
公共施設等整備費支出	1,860
基金積立金支出	732
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	61
その他の支出	-
投資活動収入	1,388
国県等補助金収入	312
基金取崩収入	961
貸付金元金回収収入	63
資産売却収入	3
その他の収入	51
投資活動収支	-1,264
【財務活動収支】	
財務活動支出	1,005
地方債等償還支出	1,005
その他の支出	-
財務活動収入	914
地方債等発行収入	914
その他の収入	-
財務活動収支	-91
本年度資金収支額	-193
前年度末資金残高	2,693
本年度末資金残高	2,500
前年度末歳計外現金残高	144
本年度歳計外現金増減額	-11
本年度末歳計外現金残高	133
本年度末現金預金残高	2,633

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金

ア 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8 年～50 年

工作物 6 年～60 年

物品 3 年～20 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によってい

ます。)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（蟹江町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
介護保険管理特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	—
下水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算において、財産収入として措置されているもの

イ 内訳

該当なし